

2005年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商 法 問題
民事訴訟法 問題
刑事訴訟法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

○解答はすべてマーク式解答用紙にマークしてください。

- ・マークはマーク枠の中を完全にぬりつぶしてください。
- ・一度記入したマークを訂正する場合、消しゴムで完全に消してからマークしなおしてください。

【商 法 問 題】

設問 1 商号に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 商法上、商人はすべて、商号を使用することができる。
- イ 商号は、企業主体である商人がその営業上自己を表彰する名称である。
- ウ 商号は、文字で記載することができ、かつ発音することができるものでなければならない。単なる図形・記号などは、商号にはなりえないし、またローマ字も日本語の文字でないことから、商号として使用することはできない。
- エ 会社の商号は、会社が複数の営業を行っている場合でも、1個に限られると一般に解されている。
- オ 商号を営業外において使用することは、認められていない。

㉠ : アとイ ㉡ : アとウ ㉢ : イとウ ㉣ : イとエ ㉤ : ウとエ

設問 2 競業避止義務に関する次の説明のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 株式会社の取締役は、自己または第三者のために会社の営業の部類に属する取引をするには、取締役会の承認を得なければならない。
- イ 有限会社の取締役は、社員総会の認許を得なければ、他の会社の取締役に就任することはできない。
- ウ 支配人が他の会社の取締役に就任することは一般に認められるが、営業主と同種の営業を目的とする他の会社の取締役に就任するについては営業主の許諾を必要とする。
- エ 代理商が他の会社の取締役に就任することは一般に認められるが、本人と同種の営業を目的とする他の会社の取締役に就任するについては本人の許諾を必要とする。
- オ 合名会社の社員は、同種の営業を目的とする会社の取締役となるには、他の社員の承諾を必要とする。

㉠ : アとウ ㉡ : アとエ ㉢ : イとウ ㉣ : ウとエ ㉤ : ウとオ

設問3 いったん成立した会社の法人格を消滅させる制度または否認する法理論に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 一定の事由が会社について存在し、その結果、会社の存続が公益維持の見地から、もはや許されないときには、裁判所は一定の者の請求により、会社に対して解散を命ずることができる。これを裁判所の解散命令という。
- イ 会社の設立が債権者詐害設立である場合には、設立の取消が生じるものとされている。この設立の取消の訴の提起権者は、社員の債権者に限られている。
- ウ 総社員の議決権の10パーセント以上の議決権を有する社員には、会社の解散を請求する権利が認められている。この制度を会社の解散判決といい、株式会社と有限会社において認められている。
- エ 特定の場合に一定の法律関係に限り会社の法人格を否定し、これにより会社の背後にある実体を捕捉し、その実体に即した法的処理を認めようとするのが、法人格否認の法理である。
- オ 株式会社および有限会社は、株主総会または社員総会の解散決議により解散するが、いずれも特別決議の方法によることが要求されている。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問4 取締役に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 各個の取締役は、各自がそのまま会社の機関を構成するものではなく、機関である取締役会の構成員としての地位を有するに過ぎない。また取締役の地位は、同じく会社の機関である代表取締役の地位の前提にもなっている。
- イ 取締役は、議決権を有する株主の全員から構成される株主総会によってのみ選任される。
- ウ 各取締役は、取締役会の一員として重要な業務執行の決定に加わり、取締役会を通じて代表取締役などの業務執行を監督し、会社の業務全般にわたる監視義務を負っている。
- エ 取締役の選任は普通決議により行われるが、地位の重要性から、定款をもっても定足数を総株主の議決権の3分の1未満に下げることができない。
- オ 取締役の終任の結果、法律・定款所定の員数を欠くに至ったときは、適正な業務執行の確保のため、後任者が就職するまで、かならず仮取締役が選任されるとされている。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : ウとオ Ⓔ : イとオ

設問5 役員報酬に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 取締役は委任契約上の受任者であるが、民法上は無報酬が原則である。
- イ 取締役の報酬のうち、金額が確定したものについては、株主総会の決議をもって定められなければならない。これは重要財産委員会を設けている会社でも、委員会等設置会社でも同じである。
- ウ ストックオプションを賦与するときは、株主総会の特別決議を必要とする。
- エ 退職慰労金は、通常、職務執行対価の後払いと解されている。
- オ 委員会等設置会社においては、利益の処分として、取締役または執行役に対する金銭の分配をすることができない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問6 社外取締役に関する次の説明のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 社外取締役は、現にその会社または子会社の代表取締役または業務担当取締役を兼ねることはできないが、その会社または子会社の支配人であれば兼任可能である。
- イ 現行法では、取締役が社外取締役であるときはその旨を登記しなければならないこととされている。
- ウ 社外取締役は、大会社またはみなし大会社が重要財産委員会を置くためには、不可欠である。
- エ 社外取締役は、定款の定めに基づき会社と契約を締結することにより、その責任の限度額を確定することができる。
- オ 委員会等設置会社における各委員会の構成員である取締役の過半数は、社外取締役であり、かつ、執行役でない者でなければならない。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : アとオ Ⓒ : イとウ Ⓓ : イとエ Ⓔ : ウとオ

設問 7 株式会社の監査役に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 監査役は子会社の取締役だけではなく子会社の使用人も兼任できない。
- イ 監査役は、自然人に限られず、監査法人でも監査役になることは可能である。
- ウ 商法特例法上の大会社またはみなし大会社では、監査役全員で監査役会を組織する。
- エ 委員会等設置会社では、監査役を置くことはできない。
- オ 監査役は取締役会に出席すべき義務を負う。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 8 準備金に関する次の記述のうち、誤っているものを1つを選びなさい。

- ア 準備金は、会社が、法律または定款の規定により、資本準備金および利益準備金として積立を要する法定準備金と、株主総会の決議により随時積み立てる任意準備金に分けられる。
- イ 会社は、資本準備金の額とあわせてその資本（資本金）の4分の1に達するまでは、毎決算期に、金銭による利益配当額の10分の1以上を、利益準備金として積み立てなければならない。
- ウ 資本準備金は、払込剰余金など株主の出資の一部を財源とする準備金であって、資本に準ずべきものであり、ほんらい利益として株主に配当されるべき性質のものではない。それゆえ、これには積立の限度が無い。
- エ 法定準備金は資本の欠損填補のために取り崩すことができるほか、資本準備金の全部または一部を資本に組み入れることも認められている。
- オ 任意準備金は、任意積立金ともよばれ、会社が任意に処分することができる利益を財源として積み立てられる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 9 会計監査人に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 会計監査人となる資格は、公認会計士と監査法人に限られる。
- イ 会計監査人は、商法特例法上の大会社・みなし大会社の計算書類・附属明細書の監査を行う。
- ウ 会計監査人は、委員会等設置会社を除き、株主総会において選任される。
- エ 会計監査人の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結までである。ただし、その総会で別段の決議がない限り、当該総会で再任されたものとされている。
- オ 会計監査人は、監査報告書において重要な事項につき虚偽記載をしたことで第三者に損害を生じさせたときは、職務を行うことにつき注意を怠らなかったことを証明できない限り、第三者に対して損害賠償責任を負う。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 10 取次・問屋に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 運送取扱人は、自己の名をもって委託者の計算において、運送人と物品運送契約を締結する取次商である。
- イ 自己の名をもって他人のために物品の販売または買入をすることを業とする者を問屋という。
- ウ 「自己の名をもって」とは、自己が委託者の代理人として行い、その行為から生じる権利義務は本人たる委託者に帰属することである。
- エ 問屋が取次の実行行為として第三者と売買契約をなしたときは、それは問屋と第三者との間の売買契約である。
- オ 「他人のために」とは、他人の計算において、つまり行為の経済的効果（損益）が委託者に帰属することである。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

【民事訴訟法 問題】

設問1 訴訟能力に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 成年被後見人は、後見人の同意があれば、自ら訴訟行為をすることができる。
- イ 被保佐人は、請求の放棄をするためには、保佐人の特別な同意が必要である。
- ウ 被補助人は、補助人の同意がなくても、他人から提起された訴えに応訴することができる。
- エ 人事訴訟においては、未成年者も、意思能力を有する限り訴訟能力を有する。
- オ 訴訟無能力者自身が訴えを提起した場合に、裁判所は、補正の余地があれば、その補正を命じなければならないが、その命令の相手方は、訴えを提起した当人である。

Ⓐ : 1つ Ⓑ : 2つ Ⓒ : 3つ Ⓓ : 4つ Ⓔ : 5つ

設問2 訴訟代理人・補佐人に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 簡易裁判所では、許可を得れば弁護士でなくても訴訟代理人となることができる。
- イ 支配人は、弁護士でなくても営業主のために訴訟代理人となることができる。
- ウ 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、当然には和解権限を有しない。
- エ 補佐人の法律上の陳述については、当事者は取り消すことができない。
- オ 依頼人である当事者が死亡しても、訴訟代理権は消滅しない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問3 訴え提起の効果に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 裁判所が重複訴訟の禁止を看過して本案判決をした場合は、たとえその判決が先に確定しても、再審の訴えにより取り消される。
- イ 同一事件につき調停と訴訟が併行しても、重複訴訟の禁止には触れない。
- ウ 重複訴訟の禁止に触れるかどうかについて、裁判所は、被告の抗弁を待たずに職権で調査しなければならない。
- エ 訴えの変更による時効中断の効力は、訴え変更の書面を裁判所に提出した時に生じる。
- オ 法律上の期間遵守の効果は、訴状が被告に送達された時に生じる。

- Ⓐ : アとイとウ Ⓑ : イとウとエ Ⓒ : ウとエとオ
Ⓓ : アとウとオ Ⓔ : イとウとオ

設問4 口頭弁論の審理方式に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 裁判官が審理の途中で交代する場合には、直接主義の要請から、当事者の申出がなくとも、証人尋問については必ずやり直さなければならない。
- イ 直接主義に違反して、口頭弁論に関与しない裁判官が判決をしたとしても、上告理由にはならない。
- ウ 口頭主義を補完するために、当事者の申立てがある場合には、口頭弁論調書が作成される。
- エ 民事訴訟法は、証人などの人証の証拠調べは、できる限り、争点および証拠の整理が終了した後に集中して実施しなければならないとする。
- オ 公開主義の要請から、口頭弁論は公開しなければならないが、争点および証拠の整理手続の一つである準備的口頭弁論は、公開の法廷で行う必要はない。

- Ⓐ : 1つ Ⓑ : 2つ Ⓒ : 3つ Ⓓ : 4つ Ⓔ : 5つ

設問 5 口頭弁論の併合・分離・制限に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 口頭弁論の併合・分離・制限は、いずれも裁判所の訴訟指揮に属する裁判であるが、当事者にも申立権は認められる。
- イ 弁論の併合は、併合される数個の請求が、同一の官署としての裁判所に別々に係属していなければならないが、官署としての裁判所が異なる場合には併合することはできない。
- ウ 裁判所は、必要的共同訴訟や同時審判申出共同訴訟において、弁論の分離を命じることはできない。
- エ 裁判所は、損害賠償請求事件で責任の有無と損害額の双方が争点となっているときに、弁論をまず責任の有無に限定し、その結果、責任が存在すると認められれば、中間判決をすることができる。
- オ 弁論の制限は、弁論の分離とは異なり、訴訟資料や証拠資料、そして弁論の全趣旨は共通である。

Ⓐ : 1つ Ⓑ : 2つ Ⓒ : 3つ Ⓓ : 4つ Ⓔ : 5つ

設問 6 口頭弁論の準備・争点整理手続に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 当事者は、訴訟係属中または訴えの提起前4か月以内に限り、直接相手方に対し、主張または立証を準備するために必要な事項について、書面で回答するよう、書面で照会することができる。
- イ 当事者照会にもかかわらず、正当な理由なく求められた事項について回答されないときは、当該事項に関する相手方の主張を真実とみなす制裁的効果が生じる。
- ウ 当事者は、主張および立証を尽くすために、予め証人に会うなどして事実関係を詳細に調査しなければならない。
- エ 弁論準備手続は、必ずしも公開する必要はないが、当事者双方が立ち会うことができる期日において行わなければならない。
- オ 弁論準備手続の期日では、証拠の申し出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判および文書の証拠調べをすることができる。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : イとオ

設問 7 証拠調べに関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 裁判所は、当事者が申し出た証拠が必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。
- イ 証拠調べは、当事者が期日に出席しない場合においては、することができない。
- ウ 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。
- エ 裁判所は、当事者に異議がないときに限り、受命裁判官または受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
- オ 裁判長は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず最初に自ら証人を尋問することができる。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : イとエ

設問 8 訴えの取下げに関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 原告は、訴えの取下げをするためには、裁判所に対してその理由を述べなければならない。
- イ 原告は、訴えの取下げを、訴えの提起から判決が確定するまでの間で行うことができる。
- ウ 訴えの取下げが、訴訟代理人によって行われる場合には、そのための特別の授権が必要である。
- エ 訴えの取下げにより、訴えは初めから係属していなかったものとみなされるから、たとえ本案について終局判決がなされたとしても、原告は常に同一の訴えを提起することができる。
- オ 通説・判例によれば、類似必要的共同訴訟の場合には、訴えの取下げは原告全員が共同して行わなければならない。

Ⓐ : アとイとオ Ⓑ : アとウとエ Ⓒ : イとエとオ
Ⓓ : イとウ Ⓔ : ウとオ

設問 9 判決に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 判決の言渡しは、必ず判決原本に基づいてする必要がある。
- イ 裁判所は、当事者双方が口頭弁論に出席しない場合において、審理の現状および当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。
- ウ 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。
- エ 裁判官が代わった場合でも、従前の口頭弁論の結果は、当然に新たに事件を担当することとなった裁判官に引き継がれる。
- オ 判決書には、必ず主文・事実・理由とともに、口頭弁論終結の日を記載しなければならない。

- Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとオ
Ⓓ : アとイとエ Ⓔ : イとウとオ

設問 10 複数請求訴訟に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 原則として、他の裁判所の法定専属管轄に属する請求との併合は許されない。
- イ いかなる審級であれ、口頭弁論における訴えの変更は、口頭でも可能である。
- ウ 地方裁判所における反訴の提起は、常に本訴原告の同意がなくてもすることができる。
- エ 控訴審における反訴の提起は、必ず書面によらなければならない。
- オ 少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

- Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : アとオ

--- このページは空白です ---

【刑事訴訟法 問題】

設問 1 刑事手続における犯罪被害者の関与の説明として誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 公判廷における被害者の証人尋問によって得られた証言のほか、被告事件に関する被害者の意見の陳述も、犯罪事実の認定のための証拠とすることができる。
- イ 被害者は公訴権は持たないが、検察官の不起訴処分に対して検察審査会にその処分の当否の審査を申し立てることができる。
- ウ 強姦罪（単独犯の場合）について、被害者等の告訴権者の告訴なしに起訴した場合は、公訴棄却の形式裁判で手続が打ち切られる。
- エ 刑事被告事件の公判について、当該被告事件の被害者は、その事件が係属する裁判所の裁判長の配慮により優先的に傍聴することができる場合がある。
- オ 刑事被告事件の被害者は、正当な理由があるときは、当該被告事件の訴訟記録を、公判審理の係属中でも、閲覧・謄写できる場合がある。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 2 捜査段階で行われる次の強制処分の中で、令状なしに行うことがありえない処分を1つ選びなさい。

- ア 逮捕
- イ 勾留
- ウ 搜索
- エ 差押
- オ 検証

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問3 捜索・差押令状により強制採尿を認める最高裁判例に対して批判を加える場合の根拠として考えたとき、無意味なものを1つ選びなさい。

- ア 人間の身体内部への侵襲で、秘部に対する侵入であるから、屈辱感等の精神的打撃は激しく、人間の尊厳に反する。
- イ 憲法31条の要請として刑訴法197条が定めた強制処分法定主義に反する。
- ウ 捜索・差押の主体は捜査機関である。
- エ 強制採尿に代替する捜査手段の開発が遅れる。
- オ 身体検査に関し条件を付することを認める刑訴法218条5項を捜索・差押令状に準用することができる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問4 刑事訴訟法198条1項但書きは、「被疑者は、逮捕・勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる」と規定している。以下のアからオまでの記述は、この198条1項但書きについての解釈である。逮捕・勾留中の被疑者について取調べ受忍義務（出頭・滞留義務）を否定する見解に立つとすれば、採用することができない解釈を1つ選びなさい。

- ア 但書きの反対解釈からすれば、逮捕・勾留されている場合は、出頭を拒んだり、退去したりすることはできない。
- イ 但書きは、出頭拒否や退去を認めることが逮捕・勾留の効力自体を否定するものではないことを注意的に明らかにした規定である。
- ウ 但書きは、逮捕・勾留されている場合の被疑者取調べについては明文の規定を置かず、解釈に委ねるという趣旨である。
- エ 刑訴法198条1項は在宅被疑者に対する出頭要求の規定であって、逮捕・勾留中の被疑者には出頭要求は問題となりえないから、念のため、これを除外する趣旨で但書きの規定が置かれた。
- オ 但書きは、逮捕・勾留中の被疑者については、例外的に、一定の根拠がある場合には取調べ拒否権までは認められないことがありうるとの態度を取ったことを意味している。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問5 訴訟条件に関する次の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 裁判所に事物管轄権や土地管轄権があることは訴訟条件である。
- イ 違法捜査に基づく起訴は無効であるという主張は、明文の定めのない非典型的な訴訟条件を認めようとする訴訟条件拡張の理論ということができる。
- ウ 最高裁判例は、「職務犯罪を構成するような極限的な場合」には、訴追裁量の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合があるとしている。
- エ 公訴時効が未完成であることや親告罪において告訴が存在することは、訴訟条件である。
- オ 訴訟条件が欠けていても、有罪の証拠が揃っている限り、有罪判決を言い渡すことができる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問6 変更前の旧訴因と変更後の新訴因を比較してその重要部分が共通していれば、「公訴事実の同一性」があり、訴因変更が可能だとする訴因共通説の説明として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 訴因共通説は、審判対象論としては、訴因対象説に立脚している。
- イ 訴因共通説は、「公訴事実の同一性」という概念を訴因変更の限界を画する機能的概念として捉えている。
- ウ A訴因とB訴因、B訴因とC訴因との間には「公訴事実の同一性」はあるが、A訴因とC訴因との間には「公訴事実の同一性」が認められない場合、訴因共通説に立てば、A訴因からC訴因への訴因変更を認める余地が論理的にはありうる。
- エ 訴因を構成する事実において一方が成立すれば他方は成立しないという意味において新旧両訴因の間で国家の刑罰関心の択一関係があれば「公訴事実の同一性」ありとする見解（刑罰関心同一説）は、「公訴事実の同一性」を機能的概念として捉えてはいない。
- オ 新旧両訴因が、社会的歴史的に見て同一の事象に属し、基本的事実を同じくするならば「公訴事実の同一性」が認められるものとする考え方は、「公訴事実の同一性」を機能的概念として捉えてはいない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問7 証拠能力に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 証拠能力については、自白や伝聞証拠など明文規定があるもの以外は、裁判官の自由な判断に委ねられているから、風評・風聞・世間のうわさであっても信用性が認められる限り、証拠能力が認められる。
- イ 薬物を使った殺人被告事件において、確定判決を経た、拳銃で射殺したとの殺人の前科を、被告人と犯行との結びつきを証明する証拠として用いることに問題はなく、このことを認めた最高裁判例も存在する。
- ウ 起訴されていない余罪であっても、実質上、これを処罰する趣旨で量刑の資料として考慮して、そのために被告人を重く処罰することは、最高裁の判例上も許容されているが、この処理は訴訟経済的考慮から正当化される。
- エ 科学的証拠については、自然的関連性の観点から、科学的原理・法則の確実性と技術・手法の適切性が要請されるが、アメリカ法のフライ・テストに倣って、この確実性と適切性が関連専門分野において一般的承認を得ていることが科学的証拠を許容するための要件だと主張する見解がある。
- オ 最高裁判例には、MCT118法によるDNA型鑑定について証拠能力を肯定した例はなく、その理由として、より優れた手法が今後開発される余地があることが判示されている。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問8 以下の場合に、弁護人が、違法収集証拠排除法則を適用して証拠排除を主張しようと考えたとする。そのような主張をすること自体が失当であるものを1つ選びなさい。

- ア 司法警察職員が職務質問に際して承諾なしに（上着のポケットの）所持品検査を行って発見し、差し押えた覚せい剤が、覚せい剤不法所持の証拠として証拠調べ請求された場合。
- イ 司法警察職員が、違法な任意同行後に、令状に基づいて採取した尿の鑑定結果が覚せい剤自己使用の証拠として証拠調べ請求された場合。
- ウ 司法警察職員が、軽犯罪法違反の被疑事実で緊急逮捕した際に、逮捕の現場で被疑者の身体を捜索して差し押えた覚せい剤が覚せい剤不法所持の証拠として証拠調べ請求された場合。
- エ 殺人被告事件で、司法警察職員が、偽計を使って採取した自白により所在が判明して差し押えた凶器が証拠調べ請求された場合。
- オ 司法警察職員が、宝石店への侵入窃盗の被疑事実による逮捕令状に基づいて被疑者を居宅の居間で逮捕した際にその居間を捜索して差し押えられた、当該侵入窃盗の被害物品と見られる宝石が、侵入窃盗被告事件において証拠調べ請求された場合。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 9 殺人被告事件において、被告人 X は捜査段階から犯行を否認し続けている。これに対して、X の共犯者として共同審理を受けている被告人 Y は、捜査段階では、X との共同犯行であると供述し、その旨の検察官面前調書が作成されたが、公判では X も自分も殺人には関与していないとして否認に転じた。X についても Y についても、Y の検面調書以外には証拠はないと仮定する。以上の事例において、共犯者は、共同審理を受けていようといまいと、被告人本人からみれば第三者であるという最高裁判例の立場とは矛盾する帰結が記述されているものが、次の文章中にある。その組み合わせとして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- ア Y の検面調書は、X の犯罪行為を認定するための証拠としては、刑訴法 3 2 1 条 1 項 2 号により相反供述として証拠能力が認められうる。
- イ Y の検面調書は、X の犯罪行為を認定するための証拠としては、X の同意があれば、刑訴法 3 2 6 条 1 項により証拠能力が認められうる。
- ウ Y の検面調書は、X の犯罪行為を認定するための証拠としては、刑訴法 3 2 2 条 1 項により、任意性の存在を条件として証拠能力が認められうる。
- エ 公判で証拠採用された Y の検面調書の供述内容が信用できる場合、その検面調書に基づいて、X に対して有罪判決を言い渡すことはできるが、Y に対しては有罪判決を言い渡すことはできない。
- オ 公判で証拠採用された Y の検面調書の供述内容が信用できる場合でも、その検面調書に基づいて、X に対して有罪判決を言い渡すことはできないし、Y に対して有罪判決を言い渡すこともできない。

Ⓐ : アとエ Ⓑ : イとエ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : アとオ Ⓔ : ウとオ

設問 10 裁判の効力に関する次の説明のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- ア 公訴棄却の確定判決は、形式裁判であるから、一事不再理の効力が認められないだけでなく、その判断内容についての拘束力も認められない。
- イ 一事不再理の効力を実体的確定力（実体判決の内容的確定力）の外部的効力として捉えると、訴因制度の下では一事不再理の効力の客観的範囲の説明に困難が生じる。
- ウ 一事不再理の効力を実体判決の存在的効力と捉える見解には、一事不再理の効力の客観的範囲は訴因変更が可能な（検察官が同時訴追義務を負う）公訴事実の同一性の範囲に及ぶと説明するものがある。
- エ 一事不再理の効力を実体的確定力の外部的効力と捉えると当然無効の判決には一事不再理の効力は認められないことになるが、一事不再理の効力を二重の危険の禁止の効果と捉えると、当然無効の判決にも一事不再理の効力は認められうる。
- オ 一事不再理の効力を二重の危険の禁止の効果として捉える見解は、一事不再理の効力を確定裁判の効力というよりもむしろ、被告人が一度訴追され手続的負担を負ったことの効果として再訴を禁止する人権の要請と捉える。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ